

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	給油取扱所に設けることができる建築物の用途の拡大等		
担当部局	総務省 消防庁 予防課危険物保安室	電話番号: 03-5253-7524	e-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
評価実施時期	令和 5年 8月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>石油製品需要の更なる減少が見込まれる中、特に過疎地域においては、給油取扱所(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「令」という。))第3条に規定するものをいう。)の生存戦略のために、経営多角化等が進められている。</p> <p>給油取扱所は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)上の危険物を取り扱うため、同法に基づく規制の対象となっている。具体的には、令第17条に定める給油取扱所の位置、構造及び設備の基準に従って設置されるとともに、令第27条に定める危険物の取扱いの基準を満たす必要がある。</p> <p>給油取扱所の数は、最も多かった平成8年の92,037件から、令和4年には56,807件まで減少している(令和4年版消防白書(資料編)より)。今回見直す基準の一つとして、給油取扱所に設けることができる建築物の用途を拡大するものがあるが、こうした基準の見直し等が行われなければ、今後石油製品需要の更なる減少が見込まれる中、給油取扱所の存続が難しくなることが想定される。</p> <p>そのため、「給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会」(座長: 小林恭一 東京理科大学大学院教授。以下単に「検討会」という。)における検討結果を踏まえ、一定の安全対策の下、給油取扱所に係る基準の合理化を行うものである。</p> <p>【課題及びその発生原因】</p> <p>給油取扱所は自家用車への給油のほか、農業機械等への給油や寒冷地では移動手段を持たない高齢者への灯油配送といった役割も担っており、地域生活に欠かせないインフラであることから引き続き存続させる必要がある。</p> <p>しかし、脱炭素化の流れの中で給油取扱所における経営が厳しさを増していることが課題である。その直接的な要因としては、自動車のEV化の推進等が挙げられるが、法に基づく規制により給油取扱所に設けることができる建築物の用途が制限されたり、給油取扱所の営業時間外に従業員以外の立ち入りが制限されたりする等も給油取扱所の経営多角化を妨げる要因として考えられる。</p> <p>【規制の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給油取扱所に設けることができる建築物の用途について、「給油又はこれに附帯する業務のための総務省令で定める用途」のみ認められていたが、「給油又はこれに附帯する業務その他の業務のための避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途」に拡大する(令第17条第1項第16号・危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。))第25条の4等)。 給油取扱所の附随設備について、従来通知により認めてきた「尿素水溶液供給機」及び「急速充電設備」を法令上認める(規則第25条の5等)。 給油取扱所の荷卸し中の固定給油設備等の使用について、現在認められていないが、一定の安全対策を講ずることで認める(改正後の令第27条第6項第1号トの新設・規則第40条の3の3の2)。 給油取扱所の営業時間外の係員以外の者の出入りについて、現在認められていないが、一定の安全対策を講ずることで認める(改正後の令第27条第6項第1号カ・規則第40条の3の6の2)。 給油取扱所における危険物の取扱いとして、従来通知により認めてきた「固定給油設備を用いたガソリンの容器への詰替え及び軽油のミニローリーへの注入」を法令上認める(令第3条第1号、改正後の令第27条第6項第1号二の新設等)。 		
規制の費用	(遵守費用)	<p>今回の規制緩和により認められる特例を適用しない給油取扱所においては遵守費用が発生することはなく、また、既に特例の適用を受けるために必要な安全措置を設けている給油取扱所においても遵守費用は発生しない。</p> <p>遵守費用が発生するのは、特例の適用を受けるため新たに安全措置を設ける事業者である。荷卸し中の固定給油設備等の使用のためには、安全対策として満量停止措置とコンタミ防止措置が必要である。満量停止措置にはノズル1本当たり5万円程度、コンタミ防止措置には地下タンクの注油口1口あたり5万円程度の費用が見込まれるが、一般的な給油設備等のノズルには満量停止措置が標準装備されており、コンタミ防止措置についても一般的な措置として浸透しつつあることから、遵守費用のかかる給油取扱所は多くないことが想定される。なお、これらの安全措置を講じていない給油取扱所の数は把握しておらず、また施設の規模によっても注油口や給油設備(ノズル)の数は異なるため、遵守費用の全体を定量的に示すことは困難である。</p> <p>また、営業時間外の係員以外の者の出入りを認めるための措置は、操作をさせないカバー等の設置等、簡易的な措置を想定していることから、遵守費用は発生しない。</p>	
	(行政費用)	<p>本件改正により火災その他の事故の件数が増加した場合に増加要因を確認することが考えられるが、火災件数等の増加要因は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。</p>	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))		
	(副次的・波及的な影響)	<p>検討会において、今回の規制緩和のための一定の安全対策も検討した。</p> <p>今般の改正は、検討会の結果を踏まえ、安全の確保を前提に、給油取扱所における規制の合理化や従来での取扱いの法令上の明確化を図るものであり、事業者や消防本部等に対して新たに義務を課すものではなく、検討会において危険物施設での事故防止に支障がないかという観点からも検討を行っているため、副次的・波及的な影響は見込まれない。</p> <p>検討会における具体的な検討内容は、給油取扱所における業務等のあり方に関する検討報告書(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-126/02/houkokusho.pdf)にまとめている。</p>	
費用と効果(便益)の関係			
その他関連事項	<p>検討会において得られた結論を踏まえ、改正を行うもの。</p> <p>なお、評価事項である副次的な影響及び波及的な影響である危険物施設での事故防止に支障がないかという観点からの検討に関する結果等は、以下の検討会資料にてまとめている。</p> <p>https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-126.html</p>		
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】</p> <p>本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>消防本部からの火災報告により、給油取扱所の火災について、その件数、焼損面積、損害額、詳細な出火原因等を分析することにより把握を行う。</p> <p>また、給油取扱所数の増減について、毎年実施している危険物規制事務調査を通じて把握を行う。</p> <p>なお、事前評価時点では、上記「規制の費用(遵守費用)」欄に記載のとおり想定しているが、改正後に給油取扱所設置の事業者における遵守費用が過度な負担となっていないかについても把握する。</p>		
備考			